

東京都助産所設備整備費補助金交付要綱

令和5年3月31日4福保医救第1658号

第1 通則

東京都助産所設備整備費補助事業実施要綱（令和5年3月31日付4福保医救第1658号。以下「実施要綱」という。）に基づいて行う、東京都助産所設備整備費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付する。交付手続き等は、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）、東京都補助金等交付規則の施行について（昭和37年12月11日付財主調発第20号）及びその他の法令等の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

第2 目的

この要綱は、実施要綱に基づいて行う補助金の交付に関し必要な事項を定め、事業の適切な運営を図ることを目的とする。

第3 補助対象事業

この要綱において、補助の対象となる事業は、実施要綱第3に規定する事業とする。

第4 補助金の交付

この補助金の交付額は、次に定める規定により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

1 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

2 前号により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じた額を交付額とする。

| 1 区分 | 2 基準額 | 3 対象経費 |
|---------|---------|---|
| 医療機器 | 知事が定める額 | 分娩取扱助産所として必要な医療機器の購入費 |
| 情報通信機器等 | 知事が定める額 | 嘱託医師等への相談等を行うために使用する画像等が共有可能な情報通信機器等の初期経費（パソコン、タブレット（スマートフォンは除く。）、カメラ、マイク、ヘッドセット、ルーター等） ※ リース料、保守費用、通信費等の経常的な経費は補助対象外。 ※ 専ら嘱託医師等への相談等に使用する機器等に限る。 |

第5 交付申請

この補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に指定する期日までに、別紙第1号様式による交付申請書を知事に提出しなければならない。

第6 交付決定及び通知

知事は、前条の規定に基づく申請があったときは、当該申請書の内容を審査並びに必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付することが適当であると認めるときは、第9に掲げる事項を条件に補助金の交付を決定するものとし、その決定の内容を別紙第2号様式により申請者に通知するものとする。

第7 変更申請手続

申請者は、この補助金の交付の決定後、事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、第5に定める規定に準じて、別に指定する期日までに変更交付申請書を知事に提出しなければならない。

第8 申請の撤回

申請者は、第6の規定に基づく交付決定の通知を受けた後、当該通知に係る補助金の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、この交付決定の通知受領後14日以内に申請の撤回をすることができる。

第9 交付の条件

この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

1 事情変更による決定の取消し等

- (1) 知事は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。
- (2) 前号の規定により補助金の交付決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金の交付決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったと認める場合に限るものとする。
- (3) (1)の規定による補助金の交付の決定の取消しにより特別に必要となった事務又は事業に対しては、補助事業に係る残務処理に要する経費及び補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払いに要する経費に係る補助金を交付する。
- (4) 前号の規定による補助金交付額の当該経費に対する割合、その他の交付については、(1)の規定による取消しに係る補助事業についての補助金に準ずるものとする。

2 承認事項

補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が次のいずれかに該当する場合は、あらかじめその理由及びその他必要事項を記載した書面を知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし(1)及び(2)に掲げる事項のうち、軽微なものについてはこの限りではない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 事故報告

- (1) 補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及びその他必要事項を書面により知事に報告しなければならない。
- (2) 前号の報告に基づき、必要な指示を与えられた場合は、補助事業者は、直ちにその指示に従わなければならない。

4 状況報告

知事は、補助事業の円滑適正な執行を図るため、必要と認めるときは、補助事業の実施状況、経理状況及びその他必要な事項について、報告を徴し、又は検査を行うことができる。

5 遂行命令等

- (1) 知事は、補助事業者が提出する報告及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が交付の決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、これらに従って当該補助事業を遂行するよう命ずることができる。
- (2) 補助事業者が前号の命令に違反したときは、知事は、補助事業者に対し、当該補助事業の遂行の一時停止を命ずることができる。
- (3) 前号の一時停止を命ずる場合において、補助事業者が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指定する期日までにとらないときは、知事は、10の規定により当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

6 調書の作成

補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は16の(2)における処分制限期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

7 実績報告

- (1) 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は東京都の会計年度が終了したときは、別紙第3号様式による事業実績報告書を指定する期日までに知事に提出しなければならない。
- (2) 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、別紙第4号様式により速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、知事が当該仕入控除税額の全部又は一部の納付を命じたときは、補助事業者は、これを納付しなければならない。

8 補助金額の確定等

知事は、前項の規定による事業実績の報告があったときは、事業実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、別紙第5号様式により補助事業者に通知するものとする。

9 是正のための措置

知事は、前項の規定による審査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずるものとする。

10 決定の取消し

- (1) 知事は、補助事業者が次のアからウのいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - ア 偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの要綱による指示に違反したとき。

(2) 前項の規定は、補助金額の確定があった場合においても適用する。

11 補助金の返還

(1) 知事が補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業者が補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を受領している場合には、指定する期日までに取り消された金額を返還しなければならない。

(2) 前項の規定は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金を受領している場合においても適用する。

12 違約加算金及び延滞金

(1) 10の規定により、知事が補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者はその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を返納した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(2) 知事が補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

13 違約加算金の計算

知事が前項の規定により、違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

14 延滞金の計算

知事が12の(2)の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、補助事業者が返還を命ぜられた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

15 維持管理

補助事業者は、補助事業により取得した財産（以下「財産」という。）については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

16 財産の処分

(1) 補助事業者は、財産について、次号に定める期間を経過するまでは、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(2) 前項の規定による財産の処分の制限期間は、地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数とする。

(3) 知事の承認を受けて、財産を処分することにより収入があった場合には、知事はその収入の全部又は一部を納付させることができる。

17 他の補助金等との重複の禁止

この補助事業により補助金の交付を受けた対象経費について、他の補助事業等から重複して補助金等の交付を受けてはならない。

第10 その他

- 1 特別の事情により、第4、第5、第7、第9の7に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。
- 2 補助事業に係る契約については、「福祉保健局医療政策部医療施設等施設・設備整備費等補助金に係る契約手続基準」（平成17年4月1日付16福保医政第1450号）の定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。